

(別紙様式1)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 静岡県  
農業委員会名： 吉田町

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	410
自給的農家数	240
販売農家数	170
主業農家数	43
準主業農家数	30
副業的農家数	97

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	292
女性	148
40代以下	32

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	38
基本構想水準到達者	9
認定新規就農者	3
農業参入法人	4
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	272	69	69	0	0	341
経営耕地面積	168	38	11	27	0	206
遊休農地面積	9	7	7	0	0	16
農地台帳面積	309	142	142	0	0	451

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	4	4	4

\*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	341 ha	110 ha	32.25%
課 題	水利、ほ場の形状等の耕作条件により、集積が進まない地域がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 194 ha (うち新規集積面積 77 ha)
	目標設定の考え方:町作成の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の集積面積を根拠とする。
活動計画	各補助事業をPRしながら、JAと連携して集積を図る。 町単補助である利用集積奨励金をPRし、認定農業者等への集積を図る。 農業経営振興会会員、部農会会員へ回覧文書等を活用し、集積を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数
	1 経営体	0 経営体	0 経営体
課 題	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積
	0.6 ha	0.0 ha	0.0 ha
新規就農者に対し、優良農地のあっせんが困難である。			

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	県、公社、JA、町、農業者と連携し、町内で就農を希望する者に対し、現地視察研修及び説明会を実施する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 357 ha	遊休農地面積(B) 16 ha	割合(B/A×100) 4.48%
課 題	就農者の高齢化や水利、形状、近隣の宅地化等の条件悪化により、営農が困難となり、町内の遊休農地が今後も増加することが懸念される。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.2 ha 目標設定の考え方: 町作成の荒廃農地再生アクションプランの再生面積を根拠とする。		
	調査員数(実数) 18 人	調査実施時期 7月～9月	調査結果取りまとめ時期 10月～11月
農地の利用状況調査	調査方法	7月～9月に農業委員・農地利用最適化推進委員が個別に利用状況調査を行い、その後、農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局も含めて再度調査を行い、調査漏れを防ぐ。	
	実施時期 12月～1月	調査結果取りまとめ時期 2月～3月	
その他	住民より農地に関する要望があった際、町より農地の管理依頼とし、定期的な管理・営農再開を目指す。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 341 ha	違反転用面積(B) 0 ha
課 題	現時点において、悪質な違反転用は把握していないものの、農地法の許可を追認するケースがある。 今後は更なる未然防止を図るため、町広報誌、ホームページ、部農会回覧での注意喚起、農地法3条取得者への通知にパンフレットを添付し、所有者等に対して農地法を周知していく。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	7月～9月農地利用状況調査を実施、また農業委員・農地利用最適化推進委員が適宜、農地パトロールを実施し、違反転用の発生防止に努める。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入